

---

## 事故確認制度に係る内閣府令改正に伴う「定款」等の一部改正等について

---

日証協 平成 21 . 11 . 26

---

金融商品取引業者等は、事故により顧客に生じた損失を支払うに際しては、一定の場合を除き、管轄財務局長等の確認を受けなければならないこととなっている。9月9日、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布（即日施行）され、管轄財務局長等の確認を受けずに損失を支払うことができる場合に、一定の条件下で、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会が調査し、確認している場合が追加されることとなった。

そこで、本協会の業務に、「金商業等府令第 119 条第 1 項 9 号ロに規定する調査及び確認を行うこと」を追加し、当該調査及び確認を行うため「本協会の附属機関として事故確認委員会を置く」こととする定款の一部改正が、11 月 12 日の臨時総会において承認され、11 月 26 日付けで金融庁長官の認可を得た。

これに併せて、「経理規則」の一部改正及び事故確認委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める「事故確認委員会規則」を制定した。

また、同委員会における調査及び確認手続等に関し必要な事項を定めるため、10 月 20 日の自主規制会議において、「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正を行った。

本改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

## 事故確認制度に係る内閣府令改正に伴う「定款」等の一部改正等について

平成21年11月26日

日本証券業協会

### 1. 改正等の趣旨

金融商品取引業者等は、事故により顧客に生じた損失を支払うに際しては、一定の場合を除き、管轄財務局長等の確認を受けなければならないこととなっている。9月9日、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布（即日施行）され、管轄財務局長等の確認を受けずに損失を支払うことができる場合に、一定の条件下で、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会が調査し、確認している場合が追加されることとなった。

そこで、本協会の業務に、金商業等府令第119条第1項9号口に規定する調査及び確認を行うことを追加し、当該調査及び確認を行うため本協会の付属機関として事故確認委員会を置くこととする改正その他所要の改正を行い、併せて、事故確認委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定めるため「事故確認委員会規則」を制定する。

#### ・ 「定款」等改正の骨子

1. 本協会の業務に、金商業等府令第119条第1項第9号口に規定する調査及び確認を行うことを加える。（定款 第7条）
2. 理事会は、上記1.により新たに加えられる業務及び事故確認委員会に関する事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。（定款 第56条）
3. 事故確認委員会に関する規定を置く。（定款 第76条の2）
4. 上記1.の改正に伴い、経理規則で引用する定款第7条第1項の号の繰下げに対応するための修正を行う。（経理規則 第32条）
5. その他所要の整備を行う。

#### ・ 「事故確認委員会規則」制定の骨子

1. 規則の目的事項に関する規定を置く。（第1条）
2. 委員会の構成、選任方法及び任期等に関する規定を置く。（第2条、第3条、第4条）
3. 委員会の招集、定足数及び議決方法等に関する規定を置く。（第5条、第6条、第7条、第8条、第9条）
4. その他必要な規定を置く。

#### ・ 施行の時期

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

「定款」の一部改正について

平成 21 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>(定義)</b></p> <p><b>第 3 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>1<br/>} } ( 現行どおり )</p> <p>5</p> <p>6 店頭金融先物取引等 店頭金融先物取引(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「<u>金商業等府令</u>」という。)第 79 条第 2 項第 2 号に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。)又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。</p> <p>7<br/>} } ( 現行どおり )</p> <p>9</p> <p><b>(業務)</b></p> <p><b>第 7 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>1<br/>} } ( 現行どおり )</p> <p>9</p> <p>10 <u>金商業等府令第 119 条第 1 項第 9 号</u><br/><u>口に規定する調査及び確認を行うこと。</u></p> <p>11<br/>} } ( 現行どおり )</p> <p>18</p> <p><b>(理事会の権限)</b></p> <p><b>第 56 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> | <p><b>(定義)</b></p> <p><b>第 3 条</b> この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1<br/>} } ( 省 略 )</p> <p>5</p> <p>6 店頭金融先物取引等 店頭金融先物取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第 79 条第 2 項第 2 号に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。)又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。</p> <p>7<br/>} } ( 省 略 )</p> <p>9</p> <p><b>(業務)</b></p> <p><b>第 7 条</b> 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1<br/>} } ( 省 略 )</p> <p>9 ( 新 設 )</p> <p>10<br/>} } ( 省 略 )</p> <p>17</p> <p><b>(理事会の権限)</b></p> <p><b>第 56 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる業務及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第11号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)に係る事項</p> <p>2<br/>} ( 現行どおり )<br/>7</p> <p>8 <u>第76条の2第1項に規定する事故確認委員会に関する事項</u></p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>1 第7条第1項第11号から第17号までに掲げる業務及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第11号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に限る。)に係る事項</p> | <p>の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>1 第7条第1項第1号から第10号までに掲げる業務及び同項第17号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第10号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)に係る事項</p> <p>2<br/>} ( 省 略 )<br/>7<br/>( 新 設 )</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、これらを執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>1 第7条第1項第10号から第16号までに掲げる業務及び同項第17号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第10号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に限る。)に係る事項</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><b>(事故確認委員会)</b></p> <p><b>第 76 条の 2</b> <u>本協会は、本協会の附属機関として、事故確認委員会を置く。</u></p> <p><b>2</b> <u>事故確認委員会は、金商業等府令第119条第 1 項第 9 号ロに規定する委員会として、同号ロに規定する調査及び確認を行う。</u></p> <p><b>3</b> <u>自主規制会議に属する理事及び執行役は、事故確認委員会に、前項に規定する調査及び確認を行う権限を委任する。</u></p> <p><b>4</b> <u>事故確認委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「事故確認委員会規則」をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> |

「経理規則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 26 日

(下線部分変更)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>(基金の管理及び運用)</b><br/> <b>第 32 条</b> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 前項に掲げる公正化勘定とは、公正化に資する事業(定款第 7 条第 1 項第 1 号から第 <u>11</u> 号までに掲げる業務及び同項第 <u>18</u> 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第 <u>11</u> 号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とし、活性化勘定とは、活性化に資する事業(同項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とする。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。</p> | <p><b>(基金の管理及び運用)</b><br/> <b>第 32 条</b> 基金は、前条第 2 項に規定する特別会計ごとに区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 前項に掲げる公正化勘定とは、公正化に資する事業(定款第 7 条第 1 項第 1 号から第 <u>10</u> 号までに掲げる業務及び同項第 <u>17</u> 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第 <u>10</u> 号に掲げる業務にあっては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とし、活性化勘定とは、活性化に資する事業(同項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とする。</p> <p>5 (省 略)</p> |

## 事故確認委員会規則 (平21.11.26)

### (目的)

第 1 条 この規則は、定款第76条の2第4項の規定に基づき、事故確認委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

### (構成)

第 2 条 委員会は、事故（金融商品取引法第39条第3項に規定する事故のうち定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る事故をいう。）の調査及び確認に有用な専門的知識又は実務経験を有している弁護士のうちから選任する委員をもって構成する。

### (委員)

第 3 条 委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

2 委員の数は、4人以内とする。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長1人を置き、副委員長1人又は若干人を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

3 委員長は、委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

### (委員会の招集)

第 5 条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

### (定足数)

第 6 条 委員会は、その議事について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行うことができない。

### (議決)

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員は、1個の議決権を有する。

3 委員は、自己に特別の利害関係のある議事の場合は、その審議に参加することができない。

4 一つの議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。

### (書面等による委員会)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(議事録)

第 9 条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 前条第 1 項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(議事細則)

第 10 条 委員会は、議事手続その他委員会の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

付 則

1 この規則は、平成21年12月 1 日から施行する。

2 この規則施行後最初に選任される委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定に係わらず、平成22年 6 月30日までとする。

## 「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正について

平成21年10月20日

日本証券業協会

### 1. 改正の趣旨

金融商品取引業者等は、事故により顧客に生じた損失を支払うに際しては、一定の場合を除き、管轄財務局長等の確認を受けなければならないこととなっている。9月9日、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布（即日施行）され、管轄財務局長等の確認を受けずに損失を支払うことができる場合に、一定の条件下で、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会が調査し、確認している場合が追加されることとなった。

そこで、本協会内に、当該調査及び確認を行う委員会を設置し、その手続等に関し必要な事項を定めるため、「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正を行う。

#### 改正の骨子

1. 表題を「事故の確認申請、審査等に関する規則」から「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」に改める。
2. 規則の目的に委員会調査確認手続及び当該手続を行うに必要な事項を定めることを追加する。（第1条）
3. 用語の定義を定める。（第2条）
4. 委員会調査確認申請に関する規定を新設する。（第8条、第9条、第10条、第11条）
5. 事故報告に際して、協会員から本協会への報告書提出期限を明確化する。（第12条）
6. その他所要の整備を行う。

#### 施行の時期

この改正は、定款改正（本協会の業務への追加及び委員会の設置）を条件として、平成21年12月1日から施行する。

「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 10 月 20 日

(下線部分変更)

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>事故の確認申請、<u>調査及び確認等</u><br/>に関する規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>(目的)</b><br/> <b>第 1 条</b> この規則は、<u>協会員が、協会員又はその従業員等の事故により補てん行為を行う場合の確認申請手続、委員会調査確認申請手続及び事故報告手続その他これらの手続を行うに必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。</u></p> <p><b>(定義)</b><br/> <b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 事故<br/> <u>金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 39 条第 3 項に規定する事故のうち定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る事故をいう。</u></p> <p>2 補てん行為<br/> <u>金商法第 39 条第 1 項第 2 号及び第 3</u></p> | <p style="text-align: center;"><b>事故の確認申請、<u>審査等</u>に関する規則</b></p> <p><b>(目的)</b><br/> <b>第 1 条</b> この規則は、協会員がその役員又は従業員(「<u>協会の従業員に関する規則</u>」第 2 条第 6 号に規定する従業員をいい、<u>協会の役員又は従業員であった者を含む。以下同じ。</u>)の事故(金融商品取引法第 39 条第 3 項に規定する事故のうち定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る事故に限る。以下同じ。)により、顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合の確認申請手続、本協会における審査その他必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> |

| 新   | 旧 |
|---|---|
| <p><u>号に掲げる行為をいう。</u></p> <p>3 <u>確認申請</u><br/> <u>金商法第 39 条第 3 項ただし書の確認を受けるために同条第 5 項の規定に基づき行う申請書及びその添付書類の管轄財務局長等への提出をいう。</u></p> <p>4 <u>委員会</u><br/> <u>定款第 76 条の 2 第 1 項に定める事故確認委員会をいう。</u></p> <p>5 <u>委員会調査確認</u><br/> <u>金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 119 条第 1 項第 9 号口の規定に基づく、委員会における調査及び確認をいう。</u></p> <p>6 <u>委員会調査確認申請</u><br/> <u>金商業等府令第 119 条第 1 項第 9 号口に規定する調査及び確認を受けるために行う委員会への申請をいう。</u></p> <p>7 <u>事故報告</u><br/> <u>金商業等府令第 119 条第 3 項の規定に基づく報告をいう。</u></p> <p>8 <u>従業員等</u><br/> <u>「協会の従業員に関する規則」第 2 条第 6 号及び第 17 条に規定する従業員及び役員をいい、当該従業員又は役員であった者を含む。</u></p> <p>9 <u>管轄財務局長等</u><br/> <u>事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。</u></p> |   |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(社内管理態勢の整備等)</p> <p><b>第 3 条</b> 協会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の社内審査、確認申請手続、委員会調査確認申請手続及び事故報告手続に関する社内管理態勢の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の社内審査及び各手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 確認申請</b></p> <p style="text-align: center;">(確認申請)</p> <p><b>第 4 条</b> 協会員は、協会員又はその従業員等の事故による損失の全部又は一部につき補てん行為を行う場合には、金商業等府令第 119 条第 1 項各号に掲げる場合に該当するときを除き、当該補てん行為に係る損失が事故に起因するものであることにつき、あらかじめ、<u>管轄財務局長等の確認を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の確認を受けようとする協会員は、<u>金商業等府令第 120 条に定めるところにより、金商業等府令第 121 条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を管轄財務局長等に提出しなければならない。</u></p> <p>3 前項の確認申請書には、<u>当該確認申請書</u></p> | <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(社内管理体制の整備等) (参考現行第 7 条)</p> <p><b>第 7 条</b> 協会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の審査及び事故確認申請手続に関する社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の審査及び確認申請手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(確認申請)</p> <p><b>第 2 条</b> 協会員は、<u>役員又は従業員の事故により、顧客に対し財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合には、当該申込み、約束又は提供が事故に起因するものであることについて、あらかじめ当該事故の概要等を記載した所定の様式による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を当該事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長等」という。）に提出し、確認を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の確認申請書は、<u>当該事故に係る申込み、約束又は提供を行う顧客ごとに提出するものとする。</u></p> <p>3 協会員は、<u>第 1 項及び前項の確認申請書</u></p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>が金商法第 39 条第 1 項第 2 号の申込みに係るものである場合を除き、金商業等府令第 122 条第 1 項に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p><b>4</b> 第 2 項の提出は、本協会を経由して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p><b>(本協会による審査)</b></p> <p><b>第 5 条</b> 本協会は、協会員から前条第 4 項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された補てんに係る損失が事故に起因するものであるかどうかを審査する。</p> <p><b>2</b> ( 現行どおり )</p> | <p>には、顧客が当該確認申請書に記載された内容を確認したことを証する書面（当該確認申請書が財産上の利益の提供の申込みに係るものである場合を除く。）その他参考資料を添付し、本協会を経由して提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><b>(確認不要の場合の取扱い)</b></p> <p><b>第 3 条</b> 協会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 119 条第 1 項第 9 号又は第 10 号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、当該事故の概要等を記載した所定の様式による報告書により管轄財務局長等に報告しなければならない。</p> <p><b>2</b> 協会員は、前項の報告書の提出については、本協会を経由して行わなければならない。</p> <p><b>3</b> 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該協会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。</p> <p><b>(本協会による審査)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 本協会は、協会員から第 2 条第 1 項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された違法又は不当な行為の内容が事故に該当するものであるかどうかを審査する。</p> <p><b>2</b> 本協会は、前項の審査のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した協会員に</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><u>3 協会員は、前項の求めがあったときは、<br/>正当な理由なく、これを拒んではなら<br/>ない。</u></p> <p><b>(管轄財務局長等への確認申請書の提出)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 本協会は、前条第 1 項の審査の結果、当該確認申請書に記載された<u>補てん</u>に係る損失が事故に起因するものと認めるときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。</p> <p><b>(協会員に対する確認結果の通知)</b></p> <p><b>第 7 条</b> 本協会は、協会員から提出された確認申請書に係る<u>補てん行為</u>について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、<u>速やかに</u>、その旨を当該協会員に通知する。</p> <p><b>第 3 章 委員会調査確認申請</b></p> <p><b>(委員会調査確認申請)</b></p> <p><b>第 8 条</b> 協会員は、協会員又はその従業員等の事故(事故による損失について、協会員と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であって、協会員が顧客に対して支払をすることとなる額が 1,000 万円を超えないものに限る。以下この章において同じ。)による損失の全部又は一部につき<u>補てん行為</u>を行う場合には、確認申請を行うとき又は金商業等府令第 119 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで、第 10 号若しくは第 11 号に掲げる場合に該当するときを除き、顧客に対する支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることにつき、あらか</p> | <p>対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p><b>(管轄財務局長等への確認申請書の提出)</b></p> <p><b>第 5 条</b> 本協会は、前条第 1 項の審査の結果、当該確認申請書に記載された<u>違法又は不当な行為の内容</u>が事故に該当するものであると認めるときは、当該確認申請書を管轄財務局長等に提出する。</p> <p><b>(協会員に対する確認結果の通知)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 本協会は、協会員から提出された確認申請書に係る<u>申込み、約束又は提供</u>について管轄財務局長等の確認の結果の通知があった場合には、<u>遅滞なく</u>、その旨を当該協会員に通知する。</p> <p><b>(社内管理体制の整備等)</b></p> <p><b>第 7 条</b> 協会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の審査及び事故確認申請手続に関する社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><u>じめ、委員会の調査及び確認を受けなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>前項の調査及び確認を受けようとする協会員は、金商業等府令第 121 条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故調査確認申請書(以下「調査確認申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>協会員は、前項の調査確認申請書には、顧客が調査確認申請書の内容を確認したこと及び協会員と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっていることを証する書面その他参考資料を添付しなければならない。</u></p> <p><b>(委員会による調査及び確認)</b></p> <p><b>第 9 条</b> <u>委員会は、協会員から前条第 2 項の規定により調査確認申請書の提出があった場合には、当該調査確認申請書に記載された顧客に対する支払が事故による損失を補てんするために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行う。</u></p> <p><b>2</b> <u>委員会は、前項の調査及び確認のため必要と認めるときは、調査確認申請書を提出した協会員に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。</u></p> <p><b>3</b> <u>協会員は、前項の求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。</u></p> <p><b>(協会員に対する回答)</b></p> <p><b>第 10 条</b> <u>委員会は、協会員から提出された調査確認申請書に記載された顧客に対する支払が事故による損失を補てんするために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行った場合には、速やか</u></p> | <p><b>2</b> <u>協会員は、前項の審査及び確認申請手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。</u></p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>に、その内容を当該協会員に回答する。</p> <p><b>(調査確認料)</b></p> <p><b>第 11 条</b> 協会員は、第 8 条第 2 項の規定により調査確認申請書を提出したときは、調査確認申請書提出日の属する月の翌月 20 日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに、当該調査確認申請 1 件につき 12,000 円の調査確認料を本協会に納入しなければならない。</p> <p>2 前項の調査確認料の納入は、本協会が指定する口座への振込によって行う。この場合において、振込手数料は、協会員の負担とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 事故報告</b></p> <p><b>(報告義務)</b></p> <p><b>第 12 条</b> 協会員は、<u>金商業等府令第 119 条第 1 項第 9 号から第 11 号までの規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、補てん行為を行ったときは、当該補てん行為を行った日の属する月の翌月末日までに、金商業等府令第 121 条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による報告書により、管轄財務局長等に報告をしなければならない。</u></p> <p>2 前項の報告は、<u>前項の報告書を当該補てん行為を行った日の属する月の翌月 20 日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会を経由して行わなければならない。</u></p> | <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><b>(確認不要の場合の取扱い)</b>(参考現行第 3 条)</p> <p><b>第 3 条</b> 協会員は、<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第 119 条第 1 項第 9 号又は第 10 号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、当該事故の概要等を記載した所定の様式による報告書により管轄財務局長等に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>協会員は、前項の報告書の提出については、本協会を経由して行わなければならない。</u></p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該協会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 雑則</b></p> <p><b>(金融商品仲介業者に対する準用)</b></p> <p><b>第 13 条</b> この規則は、金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員(「金融商品仲介業者に関する規則」第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める役員及び従業員をいい、当該役員又は従業員であった者を含む。)の事故であって、その所属金融商品取引業者等(金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。)である協会員が行うこの規則に定める手続について準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。</p> | <p>3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該協会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。</p> <p><b>(金融商品仲介業者に係る事故確認)</b></p> <p><b>第 8 条</b> 本規則は、協会員が行う金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員の事故の確認申請手続きについて、準用する。</p> |